

奈良県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月27日

奈良県公安委員会

委員長 向井利明

## 奈良県公安委員会規則第12号

奈良県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

奈良県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成25年3月奈良県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則

第1条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「情報通信技術利用規則」という。）第5条及び第9条」を「国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「情報通信技術活用規則」という。）第11条」に改める。

第2条第1項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改める。

第7条を第9条とし、第6条第1項中「前条の」を削り、「使用して」を「使用方法により」に改め、「法第4条第1項に規定する電子計算機のうち」を削り、「もの」を「電子計算機」に改め、同条を第8条とする。

第5条中「情報通信技術利用規則第9条第1項」を「情報通信技術活用規則第11条第1項」に改め、「定める」の次に「手続等のうち、奈良県公安委員会等が行う」を加え、同条を第7条とする。

第4条第1項中「前条に規定する申請等を電子情報処理組織を使用して」を「電子情報処理組織を使用する方法により申請等を」に、「について、法第3条第1項に規定する申請等」を「を当該申請等」に、「であって、奈良県公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続できる機能及び接続した際に奈良県公安委員会等が

付与するプログラムを正常に稼働させることのできる機能（奈良県公安委員会等がプログラムを付与する場合に限る。）を備えたものから入力して」を「から入力し」に改め、同条第2項中「しようとする」を「行う」に、「入力することができる」を「入力しなければならない」に改め、同条第3項中「しようとする」を「行う」に改め、同条第4項中「第3条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

**第6条** 処分通知等に係る電子情報処理組織は、奈良県公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって奈良県公安委員会等が付与するプログラムを正常に稼働させることのできる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第3条中「情報通信技術利用規則第5条第1項」を「情報通信技術活用規則第11条第1項」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（申請等に係る電子情報処理組織）

**第3条** 申請等に係る電子情報処理組織は、奈良県公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって奈良県公安委員会等が付与するプログラムを正常に稼働させることのできる機能（奈良県公安委員会等がプログラムを付与する場合に限る。第6条において同じ。）を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

別表第1中「第3条」を「第4条」に改める。

別表第2中「第5条」を「第7条」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。